「船員法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集について

令和８年３月１９日
国土交通省海事局

国土交通省では、船員法施行規則の一部を改正する省令の制定を検討しております。
つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。
なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

＜意見募集要領＞

１．意見募集対象
船員法施行規則の一部を改正する省令案

２．資料入手方法
電子政府の総合窓口（e-Gov）（https://www.e-gov.go.jp/）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省海事局船員政策課において資料を配付します。

３．意見募集期間
令和８年３月１９日（木）から令和８年４月１８日（土）まで（必着）

４．意見の提出先・提出方法
電子政府の総合窓口（e-Gov）（https://www.e-gov.go.jp/）を利用する場合、意見提出フォームに必要事項を記載し、提出してください。
又は、意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。
なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）
電子メールアドレス： hqt-senin@mlit.go.jp
② ＦＡＸの場合
ＦＡＸ番号　０３－５２５３－１６４３
国土交通省海事局船員政策課　意見募集担当　あて
③ 郵送の場合
〒１００－８９１８　東京都千代田区霞が関２－１－３
国土交通省海事局船員政策課　意見募集担当　あて

５．留意事項
氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。
住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

６．お問い合わせ先
国土交通省海事局船員政策課　意見募集担当
電話番号　０３－５２５３－８１１１（内線４５－１２５、４５－１２４）